

津山圏域クリーンセンター
リサイクルプラザ運営事業
運営事業者公募に関する質問への回答

平成27年11月

津山圏域資源循環施設組合

I 募集要項に関する質問への回答

No.	シ	項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	3	II 4	委託料の基準額	準備期間中に、プラザにおけるユーティリティ(電話等)の利用に係る費用は、別途請求されるのでしょうか。	・ 運営準備期間中は、組合の負担とします。
2	7	III 6	提出書類について	(3)「提出期間」に記載されてある「組合の休日」とは具体的にいつでしょうか。	・ 津山圏域資源循環施設組合の休日を定める条例に基づく休日とします。具体的には、下記のとおりです。 ①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日
3	8	IV 1	選定方法について	プレゼンテーションの際は、申請書以外の資料を用いてもよいのでしょうか。	・ 申請書以外にパワーポイント等をお使いいただけるようにする予定です。詳細は公募締切後にご案内いたします。
4	9	IV 2	無効又は失格	(4)にある「申請書に記載すべき事項以外の内容」とは具体的にどのようなことでしょうか。	・ 申請者の本事業における取組みやアピールポイント等に関係のない事項で、審査委員による公平な審査を行う妨げとなる内容等を想定しています。

II 業務仕様書に関する質問への回答

No.	シ	項目	項目名	質問内容	質問への回答
5	2	第1章 7	関連事業者の業務	現地説明会では工場棟への渡り廊下は扉などの仕切りは無く、出入りが容易である様に見受けられた。工場棟が休みの場合(SPC休日の日曜日)に、工場棟内に見学者が侵入し、事故または備品の破損などがあった場合の責任はどうなるのでしょうか。	・ まず、工場棟に休日はございません。次に、SPCが見学者対応できない日曜日に、見学者が管理棟から渡り廊下を通じて工場棟(見学者通路)へ進まれた場合の事故または備品の破損などについては、当事者の責任となります。なお、工場棟を管理するSPCの瑕疵による事故については、この限りではありません。
6	4	第2章 5	組合及び所轄官庁への報告	年度毎に事業報告書を提出する必要があるのでしょうか。必要な場合、いつ、どのような内容を報告書に記載したらよいのでしょうか。また、四半期毎の支払いが予定されていますが、その都度報告書が必要でしょうか。	・ 前段につきまして、組合への事業報告については、月次及び年次を予定しています。報告書の内容については、運営準備期間に協議し、決定するものとします。後段につきまして、月次報告書をいただくこととしますので、四半期ごとの報告書は不要です。
7	5	第2章 10	ユーティリティ	施設内のインターネット環境はどうなっていますか。	・ 10Mbpsの契約を、SPC、組合とシェアすることとなります。(業務仕様書 第2章10(4)参照) なお、インターネット環境は事務用を想定しており、来場者に提供するものではありません。
8	5	第2章 10	ユーティリティ	(4)にある「Web サイト」の開設は、組合のホームページ(HP)とは別に制作し、リンクを張るということで、その費用は受託者が負担すると理解してよろしいでしょうか。	・ お見込みのとおりです。
9	5	第2章 11	その他(業務用自動車)	業務に使用する車は、受託者で用意するものと理解しておけばよろしいでしょうか。また、駐車スペースは用意していただけるのでしょうか。用意可能な場合、駐車料金はどの程度を考慮しておけばよろしいでしょうか。	・ 業務に使用する車は受託者手配とします。駐車スペースは屋外に確保いたします。なお、駐車料金は発生しません。
10	5	第2章 11	その他(安全管理責任)	「安全管理」についての記載がありませんが、防災訓練、来場者のケガや事故に対応する保険の加入、危険箇所の是正措置等の実施主体(実施責任)は、組合または受託者のどちらになるのでしょうか。	・ 施設の安全管理責任は組合となります。組合は施設管理者として不測かつ突発的な事故に対応するため、賠償補償保険に加入します。ただし、受託者が実施する業務において、当然必要と考えられる事項については、受託者による対応をお願いします。
11	5	第2章 11	その他(ビオトープ)	ビオトープの有効な利用を図るため、管理に関わることは可能でしょうか。また、改善を提案、若しくは実施することは可能でしょうか。	・ 提案を可とします。また、改善等の提案及びその実施につきましては、組合との協議によります。
12	6	第3章 1	業務実施体制	(2)にある「責任者」はプラザに常駐する必要があるのでしょうか。また、責任者に求められる、身分、資格等の要件がありますでしょうか。	・ 前段につきましては、常駐を基本とします。後段につきまして、責任者の資格要件はありませんが、リサイクルプラザを本務とし、運営に関して組織的に指示等を行うことができる必要があります。

II 業務仕様書に関する質問への回答(つづき)

No.	頁	項目	項目名	質問内容	質問への回答
13	7	第4章 2	業務計画の作成	(3)にある「事業実施計画書」は、本項にある「業務計画書」とは別のものでしょうか。	・ 同じものです。「事業実施計画書」は、「業務計画書」とお読み変えください。
14	8	第4章 4	場内の案内	環境学習団体の人数が多い場合または、少ない場合は、組合と協議して班分けを変更するのは可能でしょうか。	・ 提案を可とします。
15	8	第4章 5	環境学習支援(自然環境分野)	ビオトープなどの自然環境分野は、いつから案内が可能でしょうか。	・ 運営業務を開始する時点からの案内は可能ですが、生態系の構築には時間を要します。
16	8	第4章 5	環境学習支援(自然環境分野)	(1)のビオトープへの案内について、池の中に入っでの学習を実施することは可能でしょうか。	・ 池の中に入っでの学習は、衛生面等を考慮し原則不可とします。なお、観察路やデッキなどは、水辺からの観察を想定した整備を行っています。
17	8	第4章 5	環境学習支援(自然環境分野)	ビオトープでの事故等における、緊急連絡先は組合でよいか。また、組合が休みの場合は、受託者となるのでしょうか。	・ お見込みのとおりです。休日を含めた緊急連絡体制については、運営準備期間中に組合と協議の上、決定することとします。
18	8	第4章 5	環境学習支援(自然環境分野)	現地説明会から、ビオトープは以下の観点から安全に問題がある様に思います。 ・最終処分場側からビオトープ側への道路の横断(横断歩道などがなかった) ・3号調整池への侵入が容易であるため、事故へつながる懸念がある ・ビオトープエリアへは24時間出入りが可能である 以上を受けて、管理はどの様にされるのでしょうか。また、テレビモニターなどの設置により、遠隔監視など必要ではないのでしょうか。	・ まず、最終処分場側からビオトープ側への道路の横断については、幹線道路に注意喚起を促す施設の追加を計画しています。次に、ビオトープを含めた敷地内施設の安全対策については検討課題とし、今後組合により必要に応じた対策を図っていくこととします。
19	11	第5章	環境学習の支援に関する業務(小学生等の団体以外)	施設見学は、すべて予約制ですか。予約しないで来館した個人(一人または家族単位等)での見学希望者は、受け入れますか。また、説明者等がその都度随行しますか。説明者等が随行しない場合、個人で見学する時のルールは、受託者が決めても良いのでしょうか。(入館及び退館時に氏名を記入する、最終入館時間等)	・ 前段につきましては、予約以外の施設見学も想定していますので対応をお願いします。(業務仕様書第5章 参照) 後段につきましては、個人で見学する時のルールは、業務仕様書 第5章の記載内容を基本とし、組合との協議により決定することとします。
20	11	第5章 3	来場者対応	(5)では、土曜日と日曜日の来場者への案内について説明していますが、ここでは「工場棟」と「屋外各所」の案内を行う様に記載があります。この案内に関する業務は、2 ページ目の「6 業務の概要」にある記載内容のどの項目に該当するのでしょうか。また、該当項目があった場合、各案内業務に関するマニュアルは事前に組合から提示されるのでしょうか。	・ 第1章 総則 6 業務の概要の(1)環境学習の支援に関する業務に該当します。なお、標準的な内容を示す環境学習支援マニュアルは運営準備期間中に組合が提供します。
21	11	第5章 3	来場者対応	(8)にある「記念品」は、業務期間中は“必ず”来場者に配布しなければならないのでしょうか。	・ 記念品配布の条件を含め、受託者提案によることとします。
22	12	第6章	リユースコーナーの運営に関する業務	リユースコーナーとリユースプラザ津山「くるくる」との関係について明示して下さい。	・ 資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とする点、また、不用になったものを必要とする人の再利用に供するといった点では共通した取組みとなりますが、直接的な関係はありません。
23	12	第6章 2	リユースコーナー及び修理工房の運営	(2)では「来場者が、修理技術や廃品・廃棄物利用技術を体験」とありますが、体験する時の安全管理および保険については受託側の責任となるのでしょうか。	・ 受託者が実施する業務において、当然必要と考えられる安全管理は、受託者で行ってください。
24	12	第6章 2	リユースコーナー及び修理工房の運営	(2)にある「体験」の範囲について明示して下さい。	・ 受託者提案によることとします。
25	12	第6章 2	リユースコーナー及び修理工房の運営	(3)(4)にある「作業人員等」は専任である必要があるのでしょうか。他の業務(事務、場内案内等)と兼務してもよいのでしょうか。	・ 兼務でも差し支えありませんが、リサイクルプラザ開館時間においてリユースコーナーでの展示、譲渡が可能な人員体制としてください。
26	12	第6章 2	リユースコーナー及び修理工房の運営	リユースコーナー、修理工房にて受け入れる再生可能品及び修理の件数について、想定される数量等を提示していただくことは可能でしょうか。	・ 新施設であること、取扱い品目が提案によること等から、提示することはできません。

II 業務仕様書に関する質問への回答(つづき)

No.	頁	項目	項目名	質問内容	質問への回答
27	13	第6章 3	再生品の譲渡	(5)「有償かつ抽選の方法による再生品の譲受」において、3週間の引渡期間内に受領が成立しなかった再生品のその後については、再抽選となるのか、それとも廃棄処分となるのでしょうか。	・再抽選を想定しています。なお、抽選方法等を含むリユースコーナーの運営詳細に関しては、年度内に制定する組合要綱に定める予定です。
28	14	第7章 2	備品・什器・物品・用役の管理	(1)について、仮に固定資産等に該当する高価な備品等が必要となった場合(組合もその必要性を認めた場合)も全て受託者負担となるのでしょうか(例えば、大型プリンターなど)。また、緊急時対応の設備(AED、救急医療品、防災グッズ等)の調達は組合、受託者どちらの責任において行うのでしょうか。	・前段につきましては、お見込みのとおりです。後段につきましては、緊急時対応につきましては、受託者の提案によることとしますが、管理棟へのAEDの設置は、SPCが行うこととなっています。
29	14	第7章 3	日常清掃	ビオトープ、調整池エリア、里山樹木復元エリア、法面処理、緑地ブロックエリアの維持管理(清掃等)は業務内容に含まれますか。	・工場棟及びリサイクルプラザ外の環境学習に活用できるクリーンセンター敷地内の各施設の維持管理は、組合が実施します。(業務仕様書 第1章7参照)
30	15	第8章 2	警備・防犯	閉館時間中のトラブルは、受託者対応ですか。	・閉館時間中のプラザ事務所におけるトラブルは、受託者による対応とします。なお、警備・防犯の詳細に関しては、運営準備期間中に組合及びSPCと協議することとします。(業務仕様書 第8章2参照) その他、管理棟は機械警備を実施しますが、組合担当者及び受託者担当者を含めた緊急連絡体制を整備することとします。
31	16	第8章 5	情報提供及び環境啓発	Web サイトやチラシ等において情報提供を行う場合に制限はあるのでしょうか。例えばキャラクターを使用する場合、使用料の発生や使用方法の制限があるのでしょうか。	・情報提供を行うにあたっては、組合と協議を行うことを基本とします。なお、シンボルキャラクター使用に関して使用料は発生しませんが、使用できるポーズ等については制限があります。
32	16	第8章 6	イベント及び環境学習講座	イベントの企画から実施までは、受託者の責任と費用で行う事になるのでしょうか。また、広報についても同様と考えてよろしいでしょうか。	・前段及び後段とも、お見込みのとおりです。
33	16	第8章 6	イベント及び環境学習講座	全館を使ったエコ・イベントをするのは可能ですか。(一日単位のセンターまつり等)その場合、駐車場の一部を使用してテントを張り、模擬店をするのは可能ですか。さらに、電気自動車の展示、移動環境学習車の活用等を、駐車場を利用して行うことは可能ですか。	・組合、SPCと協議の上、全館を使用したイベントを実施することは可能です。また、組合と協議の上、駐車場部分を使用してのイベント実施は可能です。なお、模擬店については、その内容等により、制限を行う可能性もあります。
34	16	第8章 6	イベント及び環境学習講座	火気を使用する講座は可能ですか。たとえば、エコバックろうけつ染め教室、牛乳パックで作る紙漉教室、エコ・クッキング教室等	・カセットコンロを準備しての湯沸かし、料理程度の火気の使用は可能です。なお、体験工房物品として電磁調理器2台を備え付ける予定です。(現地説明会当日資料 体験工房物品参照)
35	16	第8章 7	来場者数の向上	来場者数の具体的な目標値はあるのでしょうか。	・新施設であること、実施事業が未定であることから、具体的な目標値は、現在のところ設定しておりません。

III その他運営業務に関する質問への回答

No.	頁	項目	項目名	質問内容	質問への回答
36				<p>常設の展示物以外の展示物を追加することは可能ですか。</p> <p>シンボルキャラクターの着ぐるみを作る予定はありますか。また、このキャラクターグッズの販売は可能ですか。キャラクターグッズを記念品として配布することは可能ですか。</p> <p>3Rキャラクターのグッズを展示・販売することは可能ですか。</p>	<p>・組合と協議の上、追加することは可能です。</p> <p>・組合による着ぐるみ製作の予定はありません。また、シンボルキャラクターを使用したグッズを製作し、記念品として配布していただくことは可能です。ただし、営利を目的とした販売行為は禁止とします。</p> <p>・本施設は圏域(1市4町)の施設ですので、組合と協議した上で、各構成市町のキャラクターを用いた内容を企画することは差し支えありません。ただし、営利を目的としたグッズ等の販売行為は禁止とします。なお、キャラクターの使用許可等、必要となる手続きは受託者の責任において実施することを条件とします。</p>

Ⅲ その他運営業務に関する質問への回答(つづき)

No.	項目	項目名	質問内容	質問への回答
37			自動販売機を設置するということですが、飲み物を飲めるスペースは限定してありますか。	・ 飲食スペースは、現時点で明確にはしていません。なお、自動販売機設置スペースへの自動販売機設置は、現時点で未定です。
			また、弁当等を持ち込んで食べることは可能ですか。	・ 環境学習等で来場した団体が、専有使用する体験工房や研修室で弁当等を食べることは差し支えありません。
38			運営事業者決定後、施設及び設備の使用等についての説明はありますか。	・ 運営準備期間に実施するものとします。